

市税条例の一部を改正する条例の制定について

市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

寄附金税額控除の対象にひょうご新型コロナウイルス対策支援基金への寄附を追加するため。

市税条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第
号）

市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２２条の３中「次条」を「附則第２２条の５」に改める。

附則第２２条の４を附則第２２条の５とし、附則第２２条の３の次に次の１条を加える。

第２２条の４ 当分の間、所得割の納税義務者が、前年中に公益財団法人兵庫県健康財団に対し、同財団が設置するひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に寄附をした場合における第３４条の６の規定の適用については、同条第１項第３号ア中「又は団体に対するもの」とあるのは、「若しくは団体に対するもの又はひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対するもの」とする。

付 則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。